

- 生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略として平成22年度策定。平成25年度に東日本大震災に関する内容追加のため改定。
- 令和4年度末で第2次計画の終期を迎えるため、COP15や次期国家戦略の動向を踏まえ、今回、第3次計画として改定を行った。

## 世界・国の動向

### 【世界の動向】

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択  
(COP15: R4年12月)  
損失を食い止め、回復軌道へのせるため緊急的行動を示す

### 【国の動向】

上記枠組を踏まえ生物多様性国家戦略を改定 (R5年3月)

## 生物多様性の危機要因

### 【第1の危機】

開発など人間活動による危機 (開発工事等)

### 【第2の危機】

自然に対する働きかけの縮小による危機 (遊休農地等)

### 【第3の危機】

外来種など人間により持ち込まれたものによる危機

### 【第4の危機】

地球温暖化など地球環境の変化による危機

+ 東日本大震災

県計画の改定

## 基本目標

### 自然のめぐみを活かし、未来へつなごう ～生物多様性ゆたかなふくしま～

生物多様性の豊かな恵みを最大限活かし、未来に繋げるため、あらゆる立場の人々が連携して生物多様性の保全に向けて行動することを目指します。

## 計画期間

策定時期：令和5年3月

計画期間：令和5年度～令和12年度（8年間）

## 3つの基本戦略と15の行動目標

### 生物多様性の保全・回復

- ① **県土の30%以上を保全**
- ② 環境に配慮した開発工事等
- ③ **外来種対策の推進**
- ④ 水質汚染対策
- ⑤ 気候変動対策
- ⑥ 希少野生動植物の保全

### 生物多様性の恵みの持続可能な利用を前提とした県民生活の向上

- ⑦ **自然を活用した社会課題の解決 (NbS) の取組推進**
- ⑧ 再生可能エネルギー導入における環境への配慮
- ⑨ 野生鳥獣との共生に向けた取組強化
- ⑩ 持続可能な農林水産業を推進
- ⑪ 地域文化の維持・継承

### 生物多様性を支える仕組みづくりと多様な主体による保全活動の推進

- ⑫ 県民への普及啓発
- ⑬ **一人ひとりの行動変容** (持続可能な消費等)
- ⑭ 多様な主体の取組強化 人材育成
- ⑮ 生物多様性に関する調査研究

## 改定の主なポイント（上記赤字アンダーラインの説明）

- ① **県土の30%以上を保全**  
県土（陸域）の30%以上（現状：28.8%）を保全区域にするとともに、その管理を強化する。
- ③ **外来種対策の推進**  
生態系や農林水産業への被害が懸念される外来種について、優先順位をつけながら戦略的に対策を推進する。
- ⑦ **自然を活用した社会課題の解決 (NbS) の取組推進**  
自然を活かした流域治水、観光等の取組を推進する。
- ⑬ **一人ひとりの行動変容**  
県民や企業等に具体的な行動変容を促す。